

大学経営層 ケーススタディ

『大学における技術流出防止マネジメントシステム構築のためのマニュアル』(平成29年3月、名古屋大学)掲載「秘密情報管理学的体制検討フローと想定スケジュール」に沿い、各ステージでの課題をケーススタディとしました。

秘密情報管理体制未構築の大学、すでに着手している大学、確立している大学、各立場からアイデアや経験を共有ください。

A: 秘密情報管理対象の明確化

技術流出防止のため全学的に秘密情報管理体制を構築することになりました。イノベーション推進により共同研究の件数も増えている状況で共同研究先の企業からは秘密情報の管理について強い要望があり大学も秘密情報の管理について整備する必要があります。

また大学には秘密として扱うべき情報も多くあり、そのような情報の技術流出防止は重要なことだと考えます。しかし大学にはアカデミックフリーダムの考え方があります。研究成果は公表するのが通例となっておりそれを制限することはその考え方に反します。

経営者としてどこまでの管理を考えますか。

B: 秘密情報等級設定と等級分け

決定された秘密情報をどのような管理方法にするのか検討します。それに対し教員、部局より疑問や反発が出ることが予想されます。また決められた管理方法をどのように普及させればよいのか考えます。

例えば、ベンチャー企業に教員が関わっている場合秘密情報はどのように扱えばいいでしょうか。

等級設定、等級分け、管理方法について例を挙げると学内で推進しているベンチャーが株式を上場するほど成長した場合そのベンチャーの秘密情報は等級設定、等級分け、管理方法についてどのように扱うことになるでしょうか。

C: 共同研究参画の学生対応

大学としては学生には勉学に励み、様々な体験を通して充実した学生生活を送ってもらいたいと考えています。共同研究もこれからの社会生活を体験したり就職を考えるための良い機会です。しかし社会人ではない学生を安易に参画させるとデメリットもあります。

例えば、共同研究に参画していた学生Aは企業と研究できるという高揚感からTwitterにこんな秘密情報があったと投稿してしまいました。企業から報告を受け大学として謝罪する事態となりました。学生は出来心からした振る舞いだったと反省しています。

この場合の学生に対する処分とこのようなことが起こらないように学生の扱いを経営者としてどのように考えますか。

D:ガイドラインの構築

大学として秘密情報管理をするためポリシーを決定しガイドラインを構築します。対象者と対象範囲、秘密情報の等級の指定、学生及び教職員が秘密情報を扱う場合について、また管理体制はどうするか検討します。

企業の秘密情報はその企業の経営に係る場合もあり必ず秘密情報として管理しなければなりません。アカデミアにはアカデミックフリーダムの考え方があり研究成果は公表が前提です。対アカデミアに関してはどのような扱いにしたらいでしょう。

E: 秘密情報管理体制の構築

ガイドラインが出来上がり運用体制を構築します。

トップとして学内の運用がスムーズにいくように人材を充当する必要があります。実効的・効率的な運用をするためにはどのような体制を構築しどのような人材を確保しますか。

F: マネジメントシステムの構築

体制作りが整いました。実務担当者は学長をトップとするマネジメントが欠かせませんと言っています。トップとしてどのようなシステム構築をしたらふさわしいと思いますか。

大学経営層 ケーススタディ(参)

『大学における技術流出防止マネジメントシステム構築のためのマニュアル』(平成29年3月、名古屋大学)掲載「秘密情報管理学的体制検討フローと想定スケジュール」に沿い、各ステージでの課題をケーススタディとしました。

秘密情報管理体制未構築の大学、すでに着手している大学、確立している大学、各立場からアイデアや経験を共有ください。

A: 秘密情報管理対象の明確化(参)

経営者として何をどこまで管理するか大学の方針(ポリシー)を明確にすることが必要です。大学の持つ秘密情報と思われるのは運営情報と研究情報ですがここでは研究情報を考えます。

- ・大学の保有する秘密情報をどこまで管理対象とするかどうか検討します。
- ・教員によっては秘密情報を保有している教員もいます。そのような技術情報は大学として秘密情報として管理すべきかどうか考え方を明確にします。
- ・予算措置をして体制づくりのための人材を確保します。予算がない場合はどこの部署にまた誰に実務をさせるのか検討します。

B: 秘密情報等級設定と等級分け(参)

経営者が最高責任者となり主導しているという意識が必要です。秘密情報に対して誰が指定し、誰が管理するかを明確にします。秘密情報を実際に扱う教員、事務担当の部局、管理部門が最高責任者に繋がるようにし、全学的な管理を促します。

そのために秘密情報を実際に管理する部局の担当者が等級指定に納得し管理できるものでなくてはなりません。関係する担当者が議論に係わって納得できるものにするのが重要です。

またベンチャー企業については大学から得た秘密情報をベンチャーに流用してはなりません。大学発ベンチャー等を推進している立場からも秘密情報管理は必要と思われます。株価に繋がる秘密情報は充分留意して管理する必要があります。

C: 共同研究参画の学生対応(参)

共同研究は学生にとって良い経験となりますが、漏洩した場合には刑事罰に処される場合もあります。成人していない学生に刑事罰を処すことがないように、学生を守るためにも機密レベルの高い秘密情報にはなるべく触れさせないように検討します。そのために大学として共同研究において学生の係り方を決めておくのが重要です。

リスク回避のためには学生が扱えるのはレベル1までの情報とするのが望ましいと思われれます。

また漏洩した学生への処分は学生懲戒、RAで雇用されている場合は契約違反、就業規則違反となります。

D:ガイドラインの構築(参)

ガイドライン構築のためには大学としての考え方(ポリシー)を明確にする必要があります。ポリシーに当たる対象範囲、濃淡管理、管理体制、基本原則を遂行するため、ガイドラインで秘密情報の等級基準(レベル分け)、秘密情報の具体的管理方法、秘密保持義務(学生について)を定めます。

アカデミックフリーダムの考え方により公開が慣例だとしても保有する秘密情報に関しては留意する必要がありそれについて管理対象とするかどうかはトップに立つものとして十分な議論が必要です。

E: 秘密情報管理体制の構築(参)

最高責任者は学長が務め、フローチャート等で誰がどの業務に
関与するのか明確にします。

共同研究に関しては教員が中心となるので管理する部局で
案件を扱うこととなります(部局分散型)。規模の大きい大学で
は部局ごとに案件が異なり、管理方法も統一されません。それ
を全学的に統一することが必要で、全学的に管理できるように
横のつながりを作る委員会の設置を検討します。

中規模程度の大学については産学連携部門が管理を行い最
高責任者である学長が直轄する本部で管理するのが合理的で
す(本部集約型)。本部集約型は他のリスクも集約して扱うよう
にすれば予算も軽減され更に合理的となります。

F: マネジメントシステムの構築(参)

学長のリーダーシップが重要です。PDCAシステムがうまく回るようにトップが中心となりマネジメントに係わり関連部門と連携を取ってマネジメントを強化します。

経営陣自らが研修会に参加することが望ましく、実務担当者が業務を執り行いやすいように予算措置をして人材を確保し、配置します。

また学内に普及啓発活動を行います。実務担当者が研修会に参加し勉強会を開催します。教員、学生へ説明会、e-learning を行い普及啓発することはトップの意向であるということを常に伝えることが重要です。

実務担当者 ケーススタディ

『大学における技術流出防止マネジメントシステム構築のためのマニュアル』(平成29年3月、名古屋大学)掲載「秘密情報管理学的内体制検討フローと想定スケジュール」に沿い、各ステージでの課題をケーススタディとしました。

秘密情報管理体制未構築の大学、すでに着手している大学、確立している大学、各立場からアイデアや経験を共有ください。

A: 秘密情報管理対象の明確化 1

技術流出防止のため全学的に秘密情報管理体制を構築することになり、何を秘密情報として扱うことにするのか検討しています。どれを秘密情報として管理しますか。(大学の持っている情報のうち研究情報に限っています。)

1. 実験データ
2. 教員が持っている技術情報
3. 共同研究のため企業から得た情報
4. 特許公開前の情報
5. 特許申請しないノウハウ
6. 教員が転入の際に他機関から持ち込んだ情報

A: 秘密情報管理対象の明確化 2

秘密情報を把握するため実務担当者Aは教員Bの研究室を訪れました。食品会社Cと共同研究を行っています。研究室にあるものを秘密情報として管理するか検討します。

- ・共同研究契約書
- ・教員Bが持っているノウハウ
- ・実験データ
- ・実験に使っているラット
- ・特許出願前の情報(特許出願予定)

A: 秘密情報管理対象の明確化 3

秘密情報管理を始めるにあたり何が秘密情報か検討しています。教員Aの研究室ではプラズマについて企業と共同研究を行っており、外部から研究員Bを雇いました。プラズマを照射し抗酸化値の高いイチゴを創ろうとしています。どれを秘密情報として管理しますか。

- ・教員Aの持つ技術(論文発表したもの)
- ・企業からの実験データ(企業は秘密情報として管理しています)
- ・研究員Bが外部から持ってきた情報
- ・完成したイチゴ
- ・抗酸化値が高いイチゴを創ったノウハウ
- ・プラズマ照射のため特別注文された機械

B: 秘密情報等級設定と等級分け 1

ゲノムの遺伝子研究を応用して「トウモロコシから作る新薬」との題目で企業と共同研究を行うことになりました。トウモロコシにゲノム編集させた遺伝子を組み込みトウモロコシ細胞に接触させます。そして薬を作る有用な遺伝子を取り込んだものを選別し培養します。その後管理された場所でトウモロコシを栽培し薬の原料を創ります。栽培場所の管理のためにかかる経費は製薬会社が出すことになり中堅の製薬会社であるBは社運をかけこの薬を開発しようとしています。研究者Aが製薬会社Bから入手する予定の秘密情報は以下の通りです。

①ゲノム編集された遺伝子

- ・製薬会社ではID管理された防犯カメラ付きの保管庫に保管されています。
- ・研究室でも管理することになりますが持ち出しは禁止です。

②ゲノム編集された遺伝子の原データ

- ・製薬会社ではアクセス権を持った者だけがアクセスできます。
- ・研究室では研究者Aにアクセスを許可され、専用のPCを使ってほしいと依頼がありました。

③新薬の使用目的が書かれた企業秘密

- ・製薬会社が創ろうとしている新薬の詳細が書かれた文書で企業秘密です。
- ・社内では機密と記され原簿で管理し他の書類とは別の金庫に入れてあります。配布の時は記録を取っています。
- ・新薬の対象者、何に効くかの内容のようです。

あなたは実務担当者として研究者Aから秘密管理のレベル設定と管理方法について相談を受けました。

- ①～③の秘密情報についてレベル設定がどれになるのか考えましょう
- レベル設定の判断の際に重要となるファクターはどのようなものが考えられますか？
- 実務担当者として教員と企業の間に入って調整するべきことはありますか？

B: 秘密情報等級設定と等級分け 2

教員Aは企業B・企業C・企業Dと共同で研究を行うことになりました。企業に秘密情報を提示され管理します。企業Bから提供する情報は社内では「レベル2」で扱っています。企業C・企業Dの規定では「レベル1」で扱うレベルです。この秘密情報について等級設定をどのようにしたらよいですか。またこの研究には学生が参画することが決まっています。

B: 秘密情報等級設定と等級分け 3

教員Aは大学発ベンチャーを設立しました。がん免疫療法を研究した結果、治療に成果を上げジャスダック市場に上場することになりました。研究情報、そして上場に係る情報をどのように管理したらよいでしょうか。

C: 共同研究参画の学生対応

教員Aは自動車関連メーカーBと自動運転の共同研究を始めることになりました。Bは学生の参画を認めています。学生は将来自動車メーカーCに就職したいと思っています。Bからは研究内容は秘密情報であり論文内容を制限させてほしいと言われています。実務担当者としてどのように対応すればいいですか？

D:ガイドラインの構築

秘密情報の明確化、秘密情報等級設定と等級分けを行い、ガイドラインを作成しようとしています。対象者と対象範囲を決める時に、どこまでを対象とするのか議論になりました。

国立研究所と共同研究をすることになりました。アカデミアはアカデミックフリーダムの考え方より研究成果は公表するのが慣例となっています。アカデミアである国立研究所より得た秘密情報、そして研究成果は学内の秘密情報として扱いますか？

E: 秘密情報管理体制の構築

秘密情報管理についてポリシー、ガイドラインを作成しました。秘密情報をどこで管理すればよいか学内で議論となりました。

共同研究の契約は教員と企業が直接行っています。契約で共同研究先とはNDAを結んでいます。部局で共同研究があるのは把握しており契約書を保管していますが秘密情報管理は関与してません。秘密情報はどこが主管部門となり誰が管理したらいいのでしょうか。

F: マネジメントシステムの構築

学外の研修会、URAの雇用で秘密情報管理方法を考え、学長を責任者とした体制を整えましたが浸透させ運用することが重要です。形骸化したものにならないようにどのようなシステムを考えますか。

実務担当者 ケーススタディ(参)

『大学における技術流出防止マネジメントシステム構築のためのマニュアル』(平成29年3月、名古屋大学)掲載「秘密情報管理学的体制検討フローと想定スケジュール」に沿い、各ステージでの課題をケーススタディとしました。

秘密情報管理体制未構築の大学、すでに着手している大学、確立している大学、各立場からアイデアや経験を共有ください。

A: 秘密情報管理対象の明確化 1(参)

1. 企業から得た秘密情報、共同研究によって得た情報であれば運用マニュアルで管理します。
2. アカデミックフリーダムにより公表が前提となること、また教員が持つ技術情報は教員自身に管理が任されているという場合の秘密情報は大学として管理しないという例もあります。
3. 企業から得る秘密情報で営業秘密は漏洩時に不正競争防止法により民事訴訟、刑事責任の発生があり厳重な管理が必要です。営業秘密以外の秘密情報についても漏洩時は契約責任が発生する可能性があり契約時にどのような扱いをするか運用マニュアルに従って管理します。
4. 特許を取り公開するのが前提となっている秘密情報は大学として管理しないという例もあります。
5. 企業からの秘密情報を含み共同研究で得られた帰属が指定されたノウハウは秘密情報として管理する必要があります。
6. 大学として管理するかどうか学内で検討します。

A.秘密情報管理対象の明確化 2(参)

- ・共同研究契約書は秘密情報として管理される
- ・教員が持っている情報は公知になっているものならば対象外
- ・企業から得たもので企業が秘密情報としているものならば対象
- ・実験に使っているラットは対象
- ・特許出願前の特許出願予定の情報は秘密情報として管理

A.秘密情報管理対象の明確化 3(参)

- ・教員Aの持つ技術は公知になっているので秘密情報として管理はしません。
- ・企業からの実験データは企業では秘密情報として管理されているものなので企業での扱いと同じように学内でも扱うよう秘密情報として管理します。
- ・研究員Bが外部から持ってきた情報はBが保有するものでありますが共同研究でどのように使われるか留意する必要があります。そのうえで管理するか決定します。
- ・完成したイチゴは企業の秘密情報が入っているため秘密情報として管理します。
- ・ノウハウについては特許出願予定で公開が前提ならば秘密情報として扱わない場合があります。
- ・特別注文された機械についてはその仕様により企業の秘密情報が入っていれば秘密情報として管理します。

B: 秘密情報等級設定と等級分け 1 (参)

(i) ①レベル2以上

企業では保管庫に入れてあり、研究室でも持ち出し厳禁と企業より指定があるため

②レベル2以上

企業ではアクセス権を持った者だけが見られる情報で専用のパソコンを使ってほしいと依頼があるため

③レベル3

企業では原簿管理されており配布記録をとっていること。また社運を賭けた研究であることを考慮しレベル3の扱いとする

(ii) 企業の管理レベル設定に合わせる

非公知性、有用性、秘密管理性を考える

情報の開示先に指定があるかを考慮する

(iii) 専用のパソコンの費用を企業持ちとするか企業と交渉する

B: 秘密情報等級設定と等級分け 2 (参)

秘密情報として扱っている情報は企業により温度差があります。大企業からの視点では高レベルの情報でなくても中小企業にとっては高レベルで扱っている場合もあります。このような温度差は調整によって共同研究としてあらためてどのレベルで扱うか決定します。

レベル2以上のものは特別な管理をされているか確認し、アクセス権、配布制限などの細かい指定がなければレベル1で扱うことができるように調整します。また学生の参画が予定されているので学内ではなるべくレベル1で扱うことができるよう調整する必要があります。調整不可の場合は受け取らないという決定もできます。予算があれば雇用したURAが同席し企業間の調整を行います。

B: 秘密情報等級設定と等級分け 3 (参)

ベンチャー企業の持っている研究情報は上場の際、株価に係わってくる情報です。漏洩した場合インサイダー取引となる可能性もあります。

等級設定に関して通常企業からは株価に係わる情報は受け取らないことにしているのであえてレベルとして設けないという考え方もあります。

企業経営に係るような情報は運用マニュアルにレベル3として設け、このような秘密情報はレベル3として扱うという例もあります。

C: 共同研究参画の学生対応(参)

学生が参画に同意するためインフォームドコンセントを用います。

共同研究を行う場合、研究テーマは共同研究以外に研究室独自のテーマがあり選択肢があることを知らせます。

また共同研究では学生に秘密保持義務があることを知らせ、論文に書くことが制限されるかもしれず、また企業就職面接の際にも、すべてを話せないことがあるかもしれないことを知らせます。ライバル企業を受ける際には不利になることもありえることも知らせる必要があります。

実務担当者は学生が不利になることがないように秘密情報をなるべく公開できるよう、また論文発表の際にはどこまで発表してよいかを企業と細かく調整します。

教員に対しては学生を守る立場になってもらうよう話し、高レベルの秘密情報は学生に開示しないよう検討してもらいます。

D:ガイドラインの構築(参)

秘密情報を管理することで、作為・無作為にかかわらず漏洩する場合の法令違反や就業規則違反から教職員を守ることが目的です。企業では秘密情報管理することで技術を守り経営に生かしており、秘密情報の漏洩は経営に損失を与えるため、共同研究において学内でも管理する必要があります。しかしアカデミアでは研究成果は公表するのが慣例となっています。また国立研究所のような専門機関では扱う情報も機密と思われる重要な情報があるかと思われれます。学内での管理対象にするか検討する必要があります。大学の方針としてトップの考え方を明確にさせていただく必要があります。

E: 秘密情報管理体制の構築(参)

どこが主管部門となるかは産学連携部門となる場合が多いと思われます。学長を責任者とし関連部門を連結した管理体制を構築します。

規模の大きい大学では部局ごとに事務担当者が分かれており、契約事務は部局で行うことになっています。そのため秘密情報も部局ごとに管理するのが合理的となります。扱ってきた契約全てが秘密情報となることを認識する必要があります。(部局分散型)また部局間の連携を図るため委員会の設置を検討します。

中規模程度の大学においては産学連携部門を本部直轄の管理部門とし、他のリスク(知財・利益相反等)と同じく管理していくのがコスト削減にもなり合理的です。

F: マネジメントシステムの構築(参)

PDCAのシステムが回るようにすることが重要です。そのため学長をトップとする経営陣の協力が欠かせません。また関連部門と連携を取ってマネジメントを強化します。

また教員、学生への普及啓発も重要です。説明会の開催やe-learningを用いて教員、学生への普及啓発を図ります。

そして共同研究の件数が多い教員向け説明会を行うことも効果があります。

実際共同研究を行っている研究者には秘密情報管理を身近に感じているが相談する人がいないというのも実情にあります。ワンストップ窓口を設け、それと同時に秘密情報について知識をもった人材を増やしていくことも必要です。

定期的に監査を行い現状把握をして次に繋げることもPDCAのシステムをうまく稼働させるため必要です。

教員 ケーススタディ

秘密情報管理体制が構築されている大学、そうでない大学に関わらず、秘密情報管理の主人公は研究者である教員の皆さまです。

秘密情報管理上の場面に遭遇したとき、どのように対応しますか。相談できる人はいますか。

秘密情報管理につき一考の機会としてください。

A: 秘密情報管理対象の明確化

技術流出防止のため全学的に秘密情報管理体制を構築することになりました。秘密情報管理の事務担当者より研究者が持っている技術情報について調査したいと依頼があります。自分の持っている情報について整理をします。

研究室はゲノム編集の研究を行っており企業と共同研究も行っています。どのようなものが秘密情報にあたるのか考えてみます。

B: 秘密情報等級設定と等級分け

教員Aは企業B・企業C・企業Dと共同研究を行うことになりました。企業に企業情報を提示され管理します。企業Bからは提供する情報をレベル2で扱ってほしいと要求がありました。企業C・企業Dはその情報をレベル1でよいのではないかと言っています。この研究には学生を参画することが決まっています。どのような調整をしたらよいでしょうか。

C: 共同研究参画の学生対応 1

教員Aは地方自治体と不動産企業Bと街づくりに関する共同研究を行います。フィールドワークには人数が多く必要なので学生を参画させようと考えています。企業Bからは開発予定地の設計図を秘密情報として提供されました。その土地は駅を中心とした医療・教育などの設備を備えた街づくりをするものです。開発に係る企業はまだ未定です。フィールドワークで得た情報は入札に有益な情報となるので注意が必要です。

学生をどのように参画させ、秘密情報保持をしますか。

C: 共同研究参画の学生対応 2

同じ研究室内で教授A・准教授B・助教Cがそれぞれ違う企業と共同研究をしています。共同研究先の企業とそれぞれNDAを結んでいます。研究室内には学生が10人ほどおりそれぞれがその中のどれか一つの共同研究に携わっています。研究室内で研究発表をしますが教育として必要であるため発表を制限できません。教授Aは研究室内の発表を重要と考えており研究室内でその場を共有することを通常通り考えています。

研究室内で研究発表する場合、どのようなことに留意したらよいでしょうか。

教員 ケーススタディ(参)

秘密情報管理体制が構築されている大学、そうでない大学に関わらず、秘密情報管理の当事者は研究者である教員の皆さまです。

秘密情報管理上の場面に遭遇したとき、どのように対応しますか。相談できる人はいますか。

秘密情報管理につき一考の機会としてください。

A: 秘密情報管理対象の明確化 (参)

当研究室で扱っているものについて整理します。

下記は秘密情報の対象となるのではないかと考えられます。

- ・ゲノム編集された遺伝子
- ・ゲノム編集された遺伝子の原データ
- ・企業との共同研究契約書
- ・企業と研究している新薬の研究計画書
- ・実験道具
- ・研究論文(公開前)

B: 秘密情報等級設定と等級分け(参)

等級については企業で扱われてる秘密情報レベルに合わせて扱うのが理想的です。企業において秘密情報管理は非常に重要であり、企業から得る情報は経営にもかかわってくる場合もあるため取扱いに注意が必要です。

このように企業によって秘密情報の取扱レベルが違う場合、調整が必要です。まずどのような管理をしているか確認する必要があります。指定されたレベルと企業での管理方法が合わない場合は本当にその指定されたレベルで扱う必要があるのかを確認し調整します。大学でURAを雇用している場合はURAに相談し調整に関わってもらうこともできます。また学生が参画するため、レベルの高い情報は受け取らないという選択肢も考え、取扱いレベルを下げってもらうよう交渉が必要です。

C: 共同研究参画の学生対応 1(参)

フィールドワークに学生の力はとても頼りになります。しかし開発に伴う調査のため調査結果はその後の資産価値にとっても大きな影響を与える情報となります。当然秘密情報として扱わなければならない秘密保持義務が発生します。教員として必要なことはまず学生に共同研究に参画する意思があるか確認しなければなりません。共同研究だけでなく研究室内でのテーマを選ぶこともできること。また共同研究に参画する場合秘密情報を扱うことになると守秘義務があること、さらに研究論文の内容に制限がかかる可能性があること。就職面接の際にも研究内容について答えられることに制限があるかもしれない等インフォームドコンセントを用いて学生の意思を確認します。

C:共同研究参画の学生対応 2 (参)

共同研究先の企業が違うためそれぞれの秘密情報を守る必要があります。また研究室内の研究発表も教育の一貫のため、内容を制限することは好ましくありません。

- ・秘密情報が共有されることがないようにワーキンググループを細かく分けることが必要です。
- ・守秘義務を守るためにたとえ研究室内といえども秘密情報を漏らしてはいけません。教員同士の秘密情報の共有は同職場であるため合法ですがその後の研究成果でのトラブルが予測されるため避けた方が無難です。

研究学生 ケーススタディ

秘密情報管理体制が構築されている大学、そうでない大学に関わらず、秘密情報管理の主人公は研究者です。秘密情報管理上の場面に遭遇したとき、どのように対応しますか。相談できる人はいますか。

秘密情報管理につき一考の機会としてください。

A: 秘密情報管理対象の明確化

あなたの担当教員は宇宙の電磁波を測定する研究を行っています。研究室には様々な情報資産があります。次のものは秘密情報として扱いますか。

- ・プラズマを測定する機器
- ・測定するためのノウハウ
- ・測定したデータ
- ・研究計画書

B: 秘密情報等級設定と等級分け

あなたの研究室の先生Aは企業Bと自動運転に関する共同研究を行っています。自動運転技術はまだ研究途中で創造のため競合企業に情報が漏れないように留意しています。また先生Aからは共同研究に係わる学生にも秘密情報を守るように周知をされてます。

次の情報はどのように扱いますか。

- ・企業との共同研究契約書
- ・サンプルの部品
- ・パソコンに入っているデータ
- ・パソコン
- ・USB

C: 共同研究参画の学生対応

教員Aは企業Bと共同でAIロボットの研究をすることになりました。そのロボットは介護の現場で活躍させるため予め患者の症状を記憶させ患者へ質問し、答えや声の様子から状態を察知して力を加減できるロボットにしようと考えています。学生にとってAIの共同研究に参画することはとても良い機会なことのように思われます。企業Bは学生の参画は問題ないと言っています。参画すべきでしょうか。

研究学生 ケーススタディ(参)

秘密情報管理体制が構築されている大学、そうでない大学に関わらず、秘密情報管理の主人公は研究者です。秘密情報管理上の場面に遭遇したとき、どのように対応しますか。相談できる人はいますか。

秘密情報管理につき一考の機会としてください。

A: 秘密情報管理対象の明確化（参）

大学には様々な情報資産があります。中でも研究情報はこれからどのように利用するかにより重要な情報になる場合もあり、学生もどのようなものを秘密情報として扱うのか意識する必要があります。

問題に掲げた情報は担当教員が独自に保有しているものなのかどうか、また公知になっているのかどうか判断基準になります。公知のものは秘密情報として扱う必要はありません。そうでない場合秘密情報として扱うかどうかは留意しなければなりません。

B: 秘密情報等級設定と等級分け(参)

学生でも共同研究に参画している以上、共同研究で取り決めされた契約、秘密情報保持義務は守らなければなりません。

漏洩した場合は学生といえども処罰を受けることもあります。何が秘密情報でどのような管理をしなければいけないか、漏洩しないという意識をもって研究に参画することが必要です。

問題にある情報はすべて秘密情報です。企業との契約時にどのような管理方法で管理するか決められているので秘密情報を扱う場合の運用マニュアルに基づき管理します。

C: 共同研究参画の学生対応(参)

AIの共同研究にかかわることは幸運だと思われませんが、最先端技術であったり、また企業との共同研究は秘密情報を扱うこととなります。契約書でNDAを結ぶことになり研究に参画する者には学生といえども守秘義務が生じ、漏洩した場合は刑事罰の対象とされることもあります。

また企業戦略、経営に影響を与えるため研究成果の論文での発表を制限されることも生じます。

他のテーマを選択することもできるので、参画するときはインフォームドコンセントを行い、自分が納得したうえで参画することが必要です。